

## 尾張北部環境組合ネーミングライツ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源を確保するとともに、地域の活性化を図るため、尾張北部環境組合（以下「組合」という。）が実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「ネーミングライツ事業」とは、契約により、施設等の愛称を命名する権利を組合が事業者が付与し、当該権利を付与された事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

### (事業の基本原則)

第3条 管理者は、組合の施設等本来の目的に支障を生じさせない方法によりネーミングライツ事業を実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 管理者は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 管理者は、条例に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく条例に規定する施設等の名称を使用するものとする。

### (ネーミングライツ事業の対象)

第4条 ネーミングライツ事業の対象は、ごみ処理施設又はその一部とする。

### (ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間は、原則3年以上の期間とする。

### (募集)

第6条 管理者は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとし、次に掲げる方法による。

(1) 募集については、組合ホームページ等により広く募集するものとする。

(2) ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、募集要項を別に定める。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業に応募できる事業者は法人とし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
- (3) 組合構成市町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）から指名停止措置を受けている者
- (4) 国税若しくは地方税を滞納している又は正当な理由なく国若しくは地方公共団体に対する債務を履行していない者
- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (6) 公序良俗に反する活動を行う者
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員、又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者
- (10) その他管理者が適当でないと認める者

2 ネーミングライツ事業に応募する者は、ネーミングライツ申込書（様式第1）及びネーミングライツ申込みにかかる誓約書（様式第2）に必要書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

3 ネーミングライツ・パートナーの募集期間は、原則として1月以上の期間を設けるものとする。

(使用できない愛称)

第8条 ネーミングライツにより命名される愛称は、次に掲げるものを含まないものとする。

- (1) 組合としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの

るもの

(2) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの

(4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの

(5) 宗教性のあるもの又は思想的なもの

(6) 個人又は団体等の意見広告又は名刺広告

(7) 青少年の保護又は健全育成に反するもの

(8) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(9) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(10) その他管理者が表記する愛称として適当でないと認めるもの

(審査機関)

第9条 ネーミングライツを付与する者の選定、命名する愛称、ネーミングライツ料等については、尾張北部環境組合ネーミングライツ選定委員会(以下「選定委員会」とする。)の審査に付するものとする。

(決定及び通知)

第10条 管理者は、選定委員会の審査の内容及び結果を踏まえ、応募された愛称の採用の可否及び契約の相手方を決定するものとする。

2 管理者は、第7条第2項の規定により応募した者に対し、採用を決定したときはネーミングライツ・パートナー採用決定通知書(様式第3)により、不採用を決定したときはネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書(様式第4)により結果を通知しなければならない。

(契約)

第11条 管理者は、前条第2項の規定により採用決定の通知をしたときは、当該通知を受けた者と契約を締結するものとする。

(費用負担区分)

第12条 ネーミングライツ事業に係る施設等の案内看板等の表示名変更に係る経費は、ネーミングライツ・パートナーが負担し、施設等のパンフレット、封筒等の印刷物及び組合ホームページの表示名変更に係る経費は、組合が負担するものとする。ただし、新たに設置する施設等の案内看板等については、組合及びネーミングライツ・パートナーの協議により決定する。

2 契約期間の満了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

3 前2項の規定にかかわらず、組合とネーミングライツ・パートナーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第13条 ネーミングライツ・パートナーは、毎年4月30日（愛称の使用を開始した年度については、使用開始後1月以内）までに、尾張北部環境組合予算決算会計規則（平成29年規則第12号）に定める納付通知書によりネーミングライツ料を一括で納入しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法及び納入時期を別に定めることができる。

(愛称変更の禁止)

第14条 ネーミングライツを付与する期間内における愛称の変更は、できないものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときはこの限りでない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、変更の可否についてネーミングライツ・パートナーと協議することとする。

(契約の解除)

第15条 ネーミングライツ・パートナーは、その都合によりネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第5）を、管理者に提出しなければならない。

(ネーミングライツの取消し)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーが、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申

出があったとき。

(5) 管理者が、ネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めたとき。

2 管理者は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ付与取消決定通知書（様式第6）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合において、第13条の規定により既に納入されたネーミングライツ料は返還しないものとする。

（契約の更新）

第17条 ネーミングライツ・パートナーは、契約期間中において、契約の更新を交渉することができるものとする。ただし、前2条に該当する場合はこの限りでない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

様式第 1 （第 7 条関係）

年 月 日

尾張北部環境組合 管理者

所在地

法人名

代表者氏名

## ネーミングライツ申込書

尾張北部環境組合ネーミングライツ事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり申込みます。

|                                |             |  |
|--------------------------------|-------------|--|
| 対 象 施 設 等                      |             |  |
| 希 望 契 約 期 間                    | 年間          |  |
| 希 望 契 約 金 額                    | 年額 円（消費税別途） |  |
| 愛 称 案                          |             |  |
| 応募（提案）の趣旨・目的                   |             |  |
| 施設等の魅力向上や地域貢献・<br>地域活性化につながる提案 |             |  |
| 連絡先                            | 担 当 者       |  |
|                                | 部 署         |  |
|                                | T e l       |  |
|                                | F a x       |  |
|                                | E - m a i l |  |

様式第2（第7条関係）

年 月 日

尾張北部環境組合 管理者

所在地

法人名

代表者氏名

## ネーミングライツ申込みにかかる誓約書

尾張北部環境組合ネーミングライツ事業の申込みを行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容は事実と相違ありません。また、虚偽等が判明した場合、ネーミングライツの取消しをされても異議はありません。

記

尾張北部環境組合ネーミングライツ事業実施要綱第7条第1項に規定する応募の制限にかかる項目に該当しません。

様式第 3 （第 1 0 条関係）

第 号  
年 月 日

様

尾張北部環境組合 管理者

印

ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、次のとおりネーミングライツ事業者を採用することを決定しましたので、尾張北部環境組合ネーミングライツ事業実施要綱第 1 0 条の規定により通知します。

|                     |                 |          |
|---------------------|-----------------|----------|
| 対 象 施 設 等           |                 |          |
| 愛 称                 |                 |          |
| ネーミングライツ<br>付 与 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |          |
| ネーミングライツ料           | 年 額             | 円（消費税別途） |
|                     | 総 額<br>( 年間 )   | 円（消費税別途） |

第 号  
年 月 日

様

尾張北部環境組合 管理者

印

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、尾張北部環境組合ネーミングライツ事業実施要綱第 1 0 条の規定により通知します。

|       |  |
|-------|--|
| 対象施設等 |  |
| 不採用理由 |  |

様式第 5 （第 1 5 条関係）

年 月 日

尾張北部環境組合 管理者

所在地

法人名

代表者氏名

## ネーミングライツ事業契約解除申出書

尾張北部環境組合ネーミングライツ事業実施要綱第 1 5 条の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 対 象 施 設 等           |                 |
| 愛 称                 |                 |
| ネーミングライツ<br>付 与 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| ネーミングライツ料           | 円（年額／消費税別途）     |
| 契約解除の理由             |                 |

様式第 6 （第 1 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

尾張北部環境組合 管理者

印

ネーミングライツ付与取消決定通知書

の愛称で決定するネーミングライツの付与について、次の理由により取消しを決定しましたので、尾張北部環境組合ネーミングライツ事業実施要綱第 1 6 条第 2 項の規定により通知します。

なお、同条第 3 項の規定により、既に納入されましたネーミングライツ料については返還しません。

|       |       |
|-------|-------|
| 取消年月日 | 年 月 日 |
| 取消理由  |       |